

# 「盛土による災害防止のための総点検」についての全国都道府県への調査報告

2022年1月12日 辻 謙一

## 1 調査の背景

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議（第1回）が、令和3年8月10日に開催され、これを踏まえ、国から、令和3年8月11日付けで「盛土による災害防止のための総点検」の通知が、全国の都道府県（以下、「全国団体」と記載）あて発出され、その中で「許可・届出等の必要な手続きが行われているか」、「手続き内容と現地の状況が一致しているか」、「災害防止の必要な措置がとられているか」、「禁止事項の確認」などを「目視で行うこと」とすることなど、「点検の観点」や「点検の方法」が示されているところである。

この中で、全国団体での独自の取り組み事例、とりわけ盛土の崩壊の主因とされている地下水の挙動を把握する「地下水調査」の必要性についての考え方、また、「目視で行う点検」における盛土の「安全性等の評価」及びこれに伴う「住民等への広報の状況」、「その他独自取り組み事項」について把握し、かつ、「独自取り組み」については、広く全国展開されることを期待すべく、令和3年10月から、任意で全国団体19団体を抽出し、文書で照会し、同年12月末時点で、16団体から回答を得たものである。また、近畿地方整備局にも文書照会し、回答を得たところである。

回答をいただいた全国団体及び近畿地方整備局の職員各位におかれては、御多忙の中、懇切丁寧な御対応をいただき深く感謝申し上げます。

## 2 調査結果

### ○点検項目

回答があった16団体すべてにおいて、国の通知どおりの4項目の点検はしているものの、通知には入っていない「地下水調査」を実施している団体は確認されなかった。

また、「排水施設の有無の点検」はしているものの、「排水施設の機能の点検」までしている団体は確認されなかった。

### ○点検方法

回答があった16団体すべてにおいて、国の通知通りの目視点検のみであり、目視点検以外を行った団体は確認されなかった。

なお、1団体についてはドローンも活用していた。

### ○結果の評価と公表での工夫

□「技術上の観点からの点検ではないことから、点検したから安全というメッセージを送らないよう注意するとともに、必要に応じ盛土点検箇所の周辺住民に危険性について周知してまいります。」との回答。

□「今回の点検は、目視により行いますので、盛土の安全性を保証するものではなく、災害の危険性の有無を確認するものと考えています。」との回答。

□「盛土総点検の結果については、今後、国においてとりまとめのうえ公表される予定ですが、現段階でその方法は示されておりませんので、貴重なご意見として、国の担当部署へお伝えさせていただきます。」との回答。

○独自取り組み事項

□「建設発生土処分先一覧」をホームページで公表中。

□県民からの危険盛土の通報窓口を設置。

□先進的な以下の内容を盛り込んだ条例制定を進めている。

(令和4年5月施行を目的)

- ・許可盛土について事業実施中の定期的な報告を求め、事業完了後は10年間、維持管理の状況等について年に1度の報告を求めるほか、不適切な盛土を防止するため、巡視活動を行う
- ・「工事中の中間検査、完成後の完了検査を義務付け、中間検査は、完了検査で確認できない施工状況について、技術基準への適合を確認する。
- ・中間検査に合格してから、次工程を実施できる
- ・「森林法等其他法令の許可案件もこの条例が適用される」、「残土の場外搬出においても、適正な搬出先があるか許可制度を導入する」、「損害賠償責任保険加入の義務付け」、「金融機関への保証金の預入の義務付け」も規定等

3 詳細調査への移行における条件明示について

近畿地方整備局からは、「これらの観点での確認にあたり、課題等がある場合については、より詳細な調査等を行えるよう、支援措置の検討が進められているところです。ご参考までに、本調査に関連するホームページについてご案内いたします。

■盛土による災害防止のための関係府省連絡会議（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/morido\\_saigai/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/morido_saigai/index.html)

■盛土による災害の防止に関する検討会（内閣府防災情報のページ）

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/>」

との回答をいただいたところであるが、「これらの観点での確認にあたり、課題等がある場合については、より詳細な調査等を行えるよう支援措置の検討が進められている」とされているものの、「課題等がある場合について」の具体的な基準や内容について、不明確となっている。

この課題等がある場合については、現在鋭意調査研究が進められていると思われるが、崩壊流出した熱海市の逢初川上流域の盛土の事例（岩戸山734m 盛土最上部約400m）のように、少なくとも「比高が相当あり地下水圧が高い箇所の中腹での大規模な盛土」は目視点検において変状がなくても、課題がある盛土と位置付け、詳細調査に移行する必要があると思料する。

## ※参考資料

(盛土による災害防止のための関係府省連絡会議第1回 公表資料)

### 【資料2】

## 盛土による災害防止に向けた取組方針(案) ①

資料2

### 1. 関係府省連絡会議・有識者会議

盛土による災害防止に向け、盛土の総点検と対応方策について政府として統一的に取組を進めていくため、関係府省連絡会議及び有識者会議を設置

### 2. 総点検の進め方

#### (1) スケジュール

8月10日 第1回 関係府省連絡会議 (点検方法の決定等)  
⇒ 地方公共団体に点検を依頼  
以後 適宜、関係府省連絡会議・有識者会議を開催 ※並行して対応方策検討・実施  
年内 点検の暫定とりまとめ

#### (2) 重点対象箇所

土砂災害警戒区域上流域及び区域内の盛土や大規模盛土造成地等について、許可・届出等の情報や盛土可能性箇所等を参照しつつ点検

#### (3) 点検方法

許可・届出等の内容と現状との相違、災害防止措置等を目視で点検

## 盛土による災害防止に向けた取組方針(案) ②

### 3. 対応方策の検討

#### (1) 危険箇所の対策 (事業対応)

- ・ 行為者による是正措置を基本に、各省で、危険箇所対策 (盛土の撤去、対策工など)、詳細調査等の予算を措置
- ・ 土地利用区分等によらず、同様の支援制度とする

#### (2) 今後の危険な盛土防止 (制度対応)

- 土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策の検討
- 廃棄物混じり土の適正運用

### 【資料 3】

#### 盛土による災害防止のための総点検について（案）

資料 3

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省から都道府県に対し、下記のような作業を行っていたことを連名で通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

#### 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

#### 盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供予定）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

#### 土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

#### 点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）
- ③ 災害防止に必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）